

(平成27～28年度支援)

原状回復事業事例：青森県八戸市混合廃棄物事案

事案の類型	中間処分場における不適正処理事案
事案の場所	青森県八戸市
行為者	青森県八戸市 A社、代表取締役 B
規模及び種類	投棄面積； 約8,412m ² 投棄量； 約102,000m ³ 汚泥・燃え殻・木くず等の混合物、汚泥・燃え殻のコンクリート固化物
支障のおそれ	廃棄物の崩落、飛散、流出 有害物質による地下水汚染
対策工の概要	崩落、飛散流出の防止対策として、廃棄物の端部を補強土壁で嵩上げし、廃棄物全体をなだらかに整形して安定勾配を確保する。 また、地下水汚染の防止対策として、全体を遮水シートで覆うことにより、雨水の浸透を遮断し、廃棄物からの有害物質の溶出を防ぐ。
除去した廃棄物の種類及び量	汚泥、燃え殻、木くず等の混合物 1,528t (排出事業者11者による自主撤去)
代執行費用	919,046,742円
支援対象額	467,481,501円
支援した資金額	327,237,000円

【事案概要】

A社は平成4年に青森県知事から処分業の許可を受け、廃プラスチック類等の焼却を始めた。その後、平成6年に社名を変更するとともに、事業範囲の変更により、汚泥、燃え殻等のコンクリート固形化を併せて行うようになった。

平成8年頃から、焼却施設の不調やコンクリート固形化施設の故障等の影響により、未処理の廃棄物の保管量が増え始め、施設改修後も保管量は大きく減ることはなかった。

平成11年には保管基準が施行され、県はA社に保管基準の遵守を指導してきたが、保管量の増加が顕著となったため、平成13年1月に改善命令を発出した。

改善命令に対し、A社から改善計画書の提出はあったが、期限までに過剰保管の状況は改善されず、また、新たな廃棄物の受け入れも確認されたことから、平成14年7月に廃棄物処理法に係る許可を全て取り消した。

同年9月にはA社に対し、放置している廃棄物の全量撤去を求める措置命令を発出するとともに、A社が保管していた取引台帳等から排出事業者を特定し、法令違反のあった排出事業者に対して撤去指導を行った。(平成19年7月までの間に11社が計1,528tの廃棄物を撤去)

また、関係者からの聞き取り及び代表取締役Bへの聴聞により、不適正処理の当事者はBと認定し、平成15年3月に、Bに対しても全量撤去を求める措置命令を発出した。

命令の期限後も措置が履行されなかったことから、平成17年に措置命令違反でA社及びBを告発した。(Bは有罪判決、A社は不起訴処分)

県では、周辺の水質モニタリングやBに対する撤去指導を継続していたが、平成26年

の調査で、隣接地へ廃棄物を埋め立てていたことが判明したため、平成27年2月、A社及びBに対し、新たに確認された廃棄物の全量撤去を求める措置命令を発出した。Bから措置命令の履行ができない旨の申立書が提出されたため、県が行政代執行を実施した。

代執行前



代執行後

